

DV防止基本計画 進捗状況調書 INDEX

No	概要	所管課	ページ
基本目標1 DVを許さない意識づくりの推進			
(1) 市民に対する啓発			
1	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●暴力の防止の講演会・教室等を実施します。	市民協働課	1/132
2	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●暴力の防止の講演会・教室等を実施します。	男女共同参画推進課	2/132
3	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●暴力の防止の講演会・教室等を実施します。	子ども家庭課	3/132
4	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●暴力の防止の講演会・教室等を実施します。	女性センター	4/132
5	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●さかい男女共同参画推進課だより(Windy)等での情報提供を実施します。	男女共同参画推進課	5/132
6	●DV啓発冊子「脱暴力宣言」やDV対策堺市ホットラインカードを関係施設に配架し、相談先の周知を図ります。	男女共同参画推進課	6/132
7	●オレンジ&パープルリボンキャンペーンを実施します。	男女共同参画推進課	7/132
8	●オレンジ&パープルリボンキャンペーンを実施します。	子ども家庭課	8/132
9	●母子健康手帳に、DV相談を含めた各種相談窓口を掲載し、相談先の周知を図ります。	子ども育成課	9/132
10	●相談案内カード等の配布等により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や女性相談窓口(女性相談員によるDV相談)など、DV相談先の周知を図ります。	子ども家庭課	10/132
11	●DVや児童虐待を中心に女性への暴力に関する図書の充実と啓発展示を女性センターで実施します。	女性センター	11/132
(2) 若年層への教育・啓発及び教育関係者に対する周知			
12	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●さかい男女共同参画推進課だより(Windy)等での情報提供を実施します。	男女共同参画推進課	12/132
13	●「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するとともに、市内の大学等と連携したデートDVに関するフォーラムを開催し、若年層への啓発活動を行います。	男女共同参画推進課	13/132
14	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。	生徒指導課	14/132
15	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●保育従事者への人権研修を行い、ジェンダーにとらわれることなく、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した保育を実施します。	保育運営課	15/132
16	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●市立幼稚園では、幼児期から男女平等の意識が形成されていくことを認識し、ジェンダーにとらわれることなく、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した教育を実施します。	教務課	16/132
17	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを全小学校で実施します。	生徒指導課	17/132
18	●若年代(中学生)がデートDVの認識を高められるよう、デートDV未然防止用DVD「デートDVって知っていますか?」等を活用し、男女平等教育をすすめます。また、人権教育教材集を有効に活用できるよう、作成中の「人権教育カリキュラム例」を学校に示し、人権尊重の意識を育む人権教育・男女平等教育の充実を図ります。	生徒指導課	18/132
19	●男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	生徒指導課	19/132
(3) 医療・保健・福祉関係者に対する周知			
20	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●さかい男女共同参画推進課だより(Windy)等での情報提供を実施します。	男女共同参画推進課	20/132
21	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●DV被害者支援現場からの報告や講演などのDVに関する庁内職員研修を実施します。	男女共同参画推進課	21/132
22	●関係機関に対し、DVについて正しい理解を深めるための研修等の実施やリーフレットの配布等情報提供を実施します。	男女共同参画推進課	22/132
23	●関係機関に対し、DVについて正しい理解を深めるための研修等の実施やリーフレットの配布等情報提供を実施します。	子ども家庭課	23/132

DV防止基本計画 進捗状況調書 INDEX

No	概要	所管課	ページ
基本目標2 安心して相談できる体制の整備			
(4) 相談体制の充実			
24	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●女性の悩みの相談(予約制)を実施します。	男女共同参画推進課	24/132
25	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●男性の悩みの相談(予約制)を実施します。	男女共同参画推進課	25/132
26	●配偶者暴力相談支援センターと女性相談員が連携して被害者支援の充実に努めます。	子ども家庭課	26/132
27	●配偶者暴力相談支援センターによる女性相談員へのスーパーバイズ、ケース検討など女性相談員のサポート体制を充実します。	子ども家庭課	27/132
28	●相談案内カード等の配布等により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や女性相談窓口(女性相談員によるDV相談)など、DV相談先の周知を図ります。	子ども家庭課	28/132
29	●女性相談員等が必要に応じて被害者に同行し、各制度の利用にかかる手続きを円滑に行えるよう被害者の負担軽減を図ります。	子ども家庭課	29/132
30	●対応が困難なケースでは、配偶者暴力相談支援センターや女性相談員等関係機関が連携し、ケースカンファレンスを行うなど協力して対応します。	子ども家庭課	30/132
31	●法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター(法テラス)等と連携します。	子ども家庭課	31/132
32	●夜間・休日DV電話相談を実施し(民間委託)、24時間相談できる体制を確保します。	子ども家庭課	32/132
33	●「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ— DVその1 相談窓口の充実編(案)」を活用し、学校も相談窓口であるとの認識を持ち、相談体制の充実に努めます。	生徒指導課	33/132
34	●各学校園での相談の中で、DVが疑われる場合には、関係機関に確実に上げます。	生徒指導課	34/132
35	●DV、子ども虐待、離婚問題などさまざまな課題に関する相談(女性センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	女性センター	35/132
(5) 被害者の状況に応じた相談機能の充実			
36	●地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	高齢施策推進課	36/132
37	●障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	障害施策推進課	37/132
38	●大阪府女性相談センターや民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。	子ども家庭課	38/132
39	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●男性の悩みの相談(予約制)を実施します。	男女共同参画推進課	39/132
40	●DV、子ども虐待、離婚問題などさまざまな課題に関する相談(女性センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	女性センター	40/132
41	●DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所及び各区の家庭児童相談室と相互に連携して支援します。	子ども家庭課	41/132
42	●24時間電話教育相談「こころホーン」や面接相談の周知を図り、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。	教育センター	42/132
43	●教育相談において子ども虐待やDVが背景にある場合、相談者に対する専門機関の情報提供に努めるとともに、被害者の安全確保と個人情報の管理を徹底し、関係機関と情報交換や連絡調整を行います。	教育センター	43/132
44	●すべての教職員が相談の対応者であるとの認識をもち、子ども虐待やDVについての正しい知識や対応方法を身につけ、専門機関等の情報提供などができるよう、意識啓発や研修に取り組みます。	教育センター	44/132
45	●犯罪被害者等支援総合相談窓口にて、各種制度の案内や関係機関に関する情報提供を実施します。	市民協働課	45/132
46	●性的マイノリティの方など様々な状況に対応できる、女性の悩みの相談(予約制)、男性の悩みの相談(予約制)を実施します。	男女共同参画推進課	46/132
47	●各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。	精神保健課	47/132
48	●「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。	こころの健康センター	48/132
49	●性的マイノリティの方など様々な状況に対応できる、相談(女性センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	女性センター	49/132

DV防止基本計画 進捗状況調書 INDEX

No	概要	所管課	ページ
基本目標3 被害者の安全確保の徹底			
(6) 被害者の安全確保の徹底			
50	●地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	高齢施策推進課	50/132
51	●高齢者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、被害者に対する適切なアセスメントとケアマネジメントのもと、地域包括支援センター等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、被害者支援を進めます。	高齢施策推進課	51/132
52	●障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	障害施策推進課	52/132
53	●障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど被害者の支援を進めます。	障害施策推進課	53/132
54	●定期的な連絡会などの機会を通じ、大阪府女性相談センター（婦人相談所）との連携をさらに強化します。	子ども家庭課	54/132
55	●被害者の安全確保を図るため、大阪府女性相談センター（婦人相談所）と連携し、一時保護先への同行支援を行います。	子ども家庭課	55/132
56	●配偶者暴力相談支援センター及び女性相談員による女性相談窓口において、保護命令制度についての情報提供や申立てにかかる支援を行うとともに、必要に応じて地方裁判所への同行支援を行います。	子ども家庭課	56/132
57	●被害者の子どもの安全確保については加害者からの問い合わせがあった場合などの対応方法を明確にし、全教職員で共通理解を図り、関係機関との連携を更に強化します。	生徒指導課	57/132
58	●「『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－ DVその2被害者の安全確保の徹底編（案）」を活用し、被害者の緊急時における安全確保を徹底します。	生徒指導課	58/132
59	●被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。	学務課	59/132
60	●救急業務遂行中、傷病者の症状にDVの可能性が疑われた場合において、被害者と調整のうえ関係機関への通報等を行います。	救急救助課	60/132
(7) 被害者の情報管理の徹底			
61	●災害時に作成される避難者名簿の公表については、被害者の居所が加害者に伝わり新たな被害が生じることがないように配慮します。	危機管理室	61/132
62	●被害者の申請に基づき、被害者以外への税務証明の交付を停止することで、プライバシーの保護や証明が悪用されることを防止します。	税政課	62/132
63	●被害者の申請に基づき住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限し、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止します。	戸籍住民課	63/132
64	●被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	保険年金管理課	64/132
65	●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。	保険年金管理課	65/132
66	●被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。	保険年金管理課	66/132
67	●被害者の申し出に基づき、国民年金原簿等に記録されている住所等を加害者に知られないよう配慮する取扱いがあることを説明し、年金事務所への手続きを案内します。	保険年金管理課	67/132
68	●公職選挙法第28条の2及び第28条の3の規定に基づく選挙人名簿の抄本の閲覧、第23条の規定に基づく縦覧について、DV及びストーカー行為等被害者については閲覧及び縦覧を制限し、被害者の居住地、転居先を加害者に知られることを防止します。	選挙管理委員会事務局	68/132
69	●研修及び担当者会議により、被害者に対する情報の共有と関係機関による居所を含む被害者の情報管理の更なる徹底を行います。	生徒指導課	69/132
70	●「『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－ DVその3被害者の情報管理の徹底編（案）」を活用し、被害者の子どもの安全確保を徹底します。	生徒指導課	70/132
71	●被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。	学務課	71/132

DV防止基本計画 進捗状況調書 INDEX

No	概要	所管課	ページ
基本目標4 被害者の自立支援と生活再建の支援			
(8) 生活基盤を整えるための支援			
72	●生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障します。	生活援護管理課	72/132
73	●様々な問題を抱えた生活保護受給者一人ひとりに対し、堺市被保護者キャリアサポート事業など、きめ細かい就労支援策で受給者の自立支援を行います。	生活援護管理課	73/132
74	●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。	保険年金管理課	74/132
75	●被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。	保険年金管理課	75/132
76	●堺市DV被害者自立支援金を支給します。	子ども家庭課	76/132
77	●法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター（法テラス）等と連携します。	子ども家庭課	77/132
78	●生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。 （生活保護制度、母子寡婦福祉資金貸付金などの活用、健康保険、医療費助成、年金、母子家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援）	子ども家庭課	78/132
79	●支援を継続的に行うため、被害者本人の意思を確認・尊重した関係機関で共有できる支援の「連携パス」の作成を検討します。	子ども家庭課	79/132
80	●一時的な利用や当面の生活の場とする居室を提供する母子等援護事業を実施します。	子ども家庭課	80/132
81	●子どもや母子等を対象とした、ショートステイやトワイライトステイを実施します。	子ども家庭課	81/132
82	●母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	子ども家庭課	82/132
83	●一定の要件を満たした被害者について、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、市営住宅の単身での申込みを可能とします。	住宅管理課	83/132
84	●母子自立支援員は、相談や、母子家庭自立支援給付金事業（母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費、入学支援修了一時金）の相談及び事務手続きについて情報提供を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子ども家庭課	84/132
85	●堺市母子家庭等就業・自立支援センターは、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等にいたるまでの一貫した就業支援サービスを行います。	子ども家庭課	85/132
86	●ひとり親家庭の父・母の就業と自立を支援するため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、ハローワーク、区保健福祉総合センター、堺市母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって、就業までのサポートを行います。	子ども家庭課	86/132
87	●さかいJOBステーション女性しごとプラザ等において、関係機関との連携により、就労支援を行います。	雇用推進課	87/132
(9) 子どもに関する支援			
88	●乳幼児健診の実施を通して、出産・育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	子ども育成課	88/132
89	●育児に課題を抱える家庭に、子育てアドバイザーやヘルパーの派遣、育児相談等の支援を行います。	子ども育成課	89/132
90	●対応が困難なケースは、関係機関と連携し、ケースカンファレンスを行うなどし、協力して対応します。	子ども育成課	90/132
91	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●学校教育活動全体を通して、性や健康課題について、教科学習を中心に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。	生徒指導課	91/132
92	●ユースサポートセンターで、ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども、若者及びその保護者・関係者からの相談を実施します。	子ども家庭課	92/132
93	●母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	子ども家庭課	93/132
94	●DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所及び各区の家庭児童相談室と相互に連携して支援します。	子ども家庭課	94/132

DV防止基本計画 進捗状況調書 INDEX

No	概要	所管課	ページ
(9) 子どもに関する支援			
95	●就労中、就労可能な母子家庭等の児童について、保育所の優先的な入所に配慮します。	保育運営課	95/132
96	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを全小中学校で実施します。	生徒指導課	96/132
97	●臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、子どもの不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実に努めます。	生徒指導課	97/132
98	●学校だけでは解決が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、デートDV又はDVなどの課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能に加えて、教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもの置かれた様々な環境に働きかけ、支援を行い、課題の解決を図ります。	生徒指導課	98/132
99	●「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ—DVその4子どもへの支援編(案)」を活用し、幼児、児童生徒が自分も相手も大切にしている意識や態度を身につけられるよう発達段階に応じた人権教育を充実させます。	生徒指導課	99/132
100	●男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	生徒指導課	100/132
101	●子どもや保護者がいつでも電話できるよう、24時間電話教育相談「こころホーン」を実施します。	教育センター	101/132
102	●子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努め、小・中学生の性格や行動、発達に関する問題について電話相談、面接相談を行います。	教育センター	102/132
103	●教育相談において虐待やDVが背景にある場合、関係機関と連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。	教育センター	103/132
104	●被害者の子どもという特別事情により居住の実態があれば住民登録がなくても就学に配慮します。	学務課	104/132
(10) 高齢者・障害者・外国人等への支援			
105	●地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	高齢施策推進課	105/132
106	●高齢者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、被害者に対する適切なアセスメントとケアマネジメントのもと、地域包括支援センター等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、被害者支援を進めます。	高齢施策推進課	106/132
107	●障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	障害施策推進課	107/132
108	●障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど障害のある被害者の支援を進めます。	障害施策推進課	108/132
109	●大阪府女性相談センターや民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。	子ども家庭課	109/132
110	●多言語によるDVに関する情報提供に努めます。また、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。	子ども家庭課	110/132
(11) 被害者の心のサポート			
111	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●女性の悩みの相談(予約制)を実施します。	男女共同参画推進課	111/132
112	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●男性の悩みの相談(予約制)を実施します。	男女共同参画推進課	112/132
113	●被害者が気軽に立ち寄れる「居場所」づくりなど地域で生活する被害者への支援を検討します。	男女共同参画推進課	113/132
114	●いのちの相談支援事業(自殺未遂者の相談支援)において、相談者の背景に虐待やDVの問題がある場合、関係機関との連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。	精神保健課	114/132
115	●相談機関研修の開催、相談機関一覧(悩み相談)配布等自殺対策を推進するために各種相談機関の連携を図ります。	精神保健課	115/132
116	●各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。	精神保健課	116/132
117	●定例精神保健福祉相談を実施し、囑託の精神科医師と保健センターのスタッフで相談に応じます。	精神保健課	117/132

DV防止基本計画 進捗状況調書 INDEX			
No	概要	所管課	ページ
(11) 被害者の心のサポート			
118	●「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。	こころの健康センター	118/132
119	●ひきこもりに関する相談の専用電話を設置し、精神保健福祉士、心理士等の専門職による相談や、来所の専門相談を実施します。	こころの健康センター	119/132
120	●被害者の心のケアのため、相談やカウンセリングを受けられる機関についての情報提供を行います。	子ども家庭課	120/132
基本目標5 推進体制の充実			
(12) 人材育成研修			
121	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●DV被害者支援現場からの報告や講演などのDVに関する庁内職員研修を実施します。	男女共同参画推進課	121/132
122	●関係機関に対し、DVについて正しい理解を深めるための研修等の実施やリーフレットの配布等情報提供を実施します。	男女共同参画推進課	122/132
123	●関係機関に対し、DVについて正しい理解を深めるための研修等の実施やリーフレットの配布等情報提供を実施します。	子ども家庭課	123/132
124	●DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、スーパーバイザー等による相談員の研修を実施します。	子ども家庭課	124/132
125	●各種研修会、全国会議への参加に努めます。	子ども家庭課	125/132
126	●男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	生徒指導課	126/132
(13) 関係機関、団体等との連携機能の充実			
127	☆「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●UN Womenなど国際機関と連携し、「国際女性デー」イベントを実施します。	男女共同参画推進課	127/132
128	●国における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組みについてその推進状況の把握に努め、施策のあり方について研究及び情報収集に努めます。	男女共同参画推進課	128/132
129	●「堺市DV対策連絡会議」を開催し、警察、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関わる機関との情報交換・連携を図ります。	子ども家庭課	129/132
130	●庁内連絡会議を開催し、庁内関係課と情報交換・連携を図ります。	子ども家庭課	130/132
131	●大阪府女性相談センターとの連絡会を開催し、情報交換・連携を図ります。	子ども家庭課	131/132
132	●地方裁判所との連絡会の開催や関係機関会議への参加により、情報交換・連携を図ります。	子ども家庭課	132/132